7　Summary
⑴　Contracting entity : Satoru Sugiyama, Director of Hiroshima Teishin Hospital
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be required : About 2,239,000kWh Electricity to use in Hiroshima Teishin Hospital
⑷　Delivery period : From 1 April 2017 through 31 March 2018
⑸　Delivery place : Hiroshima Teishin Hospital
⑹　Time limit for tender : 5 : 00 PM 2 December 2016
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Japan Post Holdings Co., Ltd for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.
⑻　Contact point for the notice : Hitoko Yamamoto, Hiroshima Teishin Hospital, 19―16 Higashi-Hakushimacho Nakaku Hiroshima City Hiroshima Pref 730―8798 Japan. TEL 082―224―5351

入札公告の取消

平成 28 年 10 月 12 日
契約担当役
独立行政法人　国立高等専門学校機構
広島商船高等専門学校
事務部長　西田　俊一
◎調達機関番号　593　◎所在地番号　34
○第 1 号
平成28年９月21日付（号外政府調達第178号・29ページ）掲載の入札公告第１号「教育用電子計算機システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 10 月 12 日
東京地下鉄株式会社工務部長　武藤　義彦
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第 36 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　京橋駅改良建築・電気工事
⑶　工事場所　東京都中央区京橋２―４
⑷　工事内容　乗降場（軌道内を含む。）、広間、通路、出入口上家、地下各室等の床・壁・天井及び空調換気設備、排煙設備、給排水給湯衛生設備、屋内消火栓・スプリンクラー設備、電灯動力幹線設備、分電盤設備、照明設備、誘導灯・非常照明設備、コンセント設備、通信・放送設備、自動火災報知設備等の撤去、改良及び床スラブ撤去・改良を行う。
（施工面積：約2,700㎡）
⑸　工期　契約締結の日から40か月間
⑹　使用する主な資機材　床材　約2,700㎡、天井材　約2,700㎡
⑺　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対象工事である。
⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する２者又は３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。
⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。
⑼　平成18年10月以降に、市街地における都市鉄道地下駅の乗降場を含む建築工事のうち、延床面積2,000㎡以上の工事の施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。なお、共同企業体による施工実績については、共同企業体の代表者として参加する者は出資比率20％以上、代表者以外の構成員として参加する者は出資比率15％以上のものに限る。
⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であること。
イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、⑼に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、延床面積は問わない。
エ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、１級又は２級施工責任者の資格認定を受けたものであること。なお、施工責任者は監理技術者と兼任できるものとする。
⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。
⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。
⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・メトロ開発株式会社
⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社
イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社
⒂　共同企業体については、次のとおりとすること。
ア　⑴から⑻に規定する者は２者又は３者を構成員とすること。この場合、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。
イ　すべての構成員が⑼に掲げる条件を満たす者であること。